平成29年第2回定例会

請願文書表

平成29年請願第2号

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求め る請願

請願文書表

請願名	若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願
受理番号	平成29年請願第2号
受理年月日	平成29年5月31日
請願者の 住所・氏名	龍ケ崎市薄倉町1362番地 全日本年金者組合龍ケ崎市支部 支部長 富山 勝 外528名
紹介議員	杉 野 五 郎 油 原 信 義 糸 賀 淳 伊 藤 悦 子
付託委員会	文教福祉委員会

【請願趣旨】

日頃の市民の生活向上と福祉増進に向けての貴職のご尽力に衷心より敬意を表します。

さて、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。年金は老後の生活保障の柱となっています。

現在,年金の支給は隔月となっていますが,欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く,計画的な生活を営む上では毎月支給されることの方が良いと考えます。

また,新聞報道等によると政府は年金支給開始年齢を68歳以上に引き上げることを検討課題にしているとのことです。年金支給開始年齢の更なる引き上げは、支給されるまで無収入となること、また引き上げ実施以降の世代にとって年金給付額の減少になることなどから将来世代に大きな影響を与えます。ことは高齢者だけの問題だけでなく、若者の年金に対する不信を増長させ、年金制度への信頼を低下させることにもつながります。

年金は、そのほとんどが消費に回るために、その減額は消費や税収の減少となり地域経済・地方財政に負の影響をもたらし、逆に年金の増額は消費や税収の増加となり経済の好循環を期待できます。

私たち年金者組合は、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実施を求め、貴議会において地方自治法第99条に基づき下記の項目について意見書を国会および政府関係大臣に送付されますようここに請願致します。

【請願事項】

- 1. 年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めてください。
- 2. 年金支給開始年齢の引き上げはやめてください。
- 3. 年金を毎年下げ続ける制度・しくみを改めてください。